埼玉県報

埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企振興）　一
○地籍調査の成果の認証（土地水政策課）　一
○平成二十年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札執行課）　二
○埼玉県立浦和工業高等学校外三校における電子計算組織の購入に関する落札者の公示（〃）　二
○埼玉県立川越工業高等学校における電子計算組織の入札に関する公示（〃）　二
○鴻巣都市計画生産緑地地区の変更（みどり再生推進室）　四
○斎条土地改良区の役員就退任届（加須農林）　四
○第二種区画漁業権の免許（生産振興課）　五
○保安林の指定の解除（森づくり課）　五
○雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）　五
○加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）　五
○加須都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）　六
○さいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）　六
○川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）　六
○事務所の所在地又はその業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（開発指導課）　六
○宅地建物取引業法に基づく聴聞（〃）　六
○開発行為に関する工事の完了公告（建築指導課）　六
○〃（〃）　七
○〃（東松山県土）　七
○県道両神小鹿野線の供用の開始（秩父県土）　七
○県道熊谷小川秩父線の区域の変更（〃）　七
○建築基準法に基づく道路の位置の指定（秩父県土）　八
○開発行為に関する工事の完了公告（行田県土）　八
○建築協定（全員協定）（杉戸県土）　八

告示

埼玉県告示第四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（http://www.saitamaken-npo.net/））により縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　申請のあった年月日

平成二十年十二月二十六日

二　特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際健康文化協会

三　代表者の氏名

石井　高子

四　主たる事務所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘六十九―十八

第二今泉ビル2F

五　定款に記載された目的

この法人は、いつまでも健康で若々しく美しい身体を維持するためにボディケア・フェイスケアを指導し、また子供から老人まで幸福で健康に生きようを行動理念とし、21世紀の健康・美容・文化の創造を目指し、クオリティオブライフの実現を推進し、もって社会に貢献することを目的とする。

埼玉県告示第四十六号

本庄市及びときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法

律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
本庄市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図　十四枚 地籍簿　一冊	金屋第六ー一（児玉町飯倉の一部）	平成二十一年一月八日
本庄市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図　九枚 地籍簿　一冊	金屋第六ー二（児玉町飯倉の一部）	平成二十一年一月八日
本庄市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図　三十枚 地籍簿　一冊	金屋第六ー三（児玉町宮内の一部）	平成二十一年一月八日
ときがわ町	平成十九年度 平成二十年度	地籍図　六十七枚 地籍簿　四冊	玉川四（大字玉川、大字田黒の各一部）	平成二十一年一月八日

埼玉県告示第四十七号

平成二十年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

政府調達に係る苦情の受付件数　なし

埼玉県告示第四十八号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

1　購入等件名及び数量

埼玉県立浦和工業高等学校外３校における電子計算組織　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校ＩＴ推進担当　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

3　落札者を決定した日

平成20年11月14日

4　落札者の氏名及び住所

日興通信株式会社　東京都世田谷区桜丘１丁目２番22号

5　落札金額

39,363,975円

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札の公告を行った日

平成20年10月３日

埼玉県告示第四十九号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

1　調達内容

(1)　購入等件名及び数量

埼玉県立川越工業高等学校における電子計算組織　一式

(2)　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3)　納入期限

平成21年３月31日（火）

(4)　納入場所

埼玉県立川越工業高等学校

(5)　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争入札参加資格

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「物品の販売」のＡ等級に格付けされた者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成８年６月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年３月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3　入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　埼玉県総務部入札執行課物品調達担当　篠原　健一　電話048-830-5778（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記（１）の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号　埼玉県庁本庁舎３階総務部会議室　平成21年２月13日（金）午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県総務部入札執行課物品調達担当　平成21年２月12日（木）午後５時

4　その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の５以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を平成21年１月27日（火）までに提出し、入札事務の担当者から、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札者は、上記３「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ　入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ　財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年埼玉県規則第106号）第９条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記２(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通）　〒330-9301　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号）に平成21年１月20日（火）までに提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を締結し、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

(13) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成20年10月3日（平成20年埼玉県告示第1315号）

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Computers and peripheral equipment for use in Saitama prefectural Kawagoe technical high school

(2) Deadline for submission:

By registered mail: 5:00 p.m., February 12, 2009

In person: 10:00 a.m., February 13, 2009

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department

Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-Shi, Saitama-Ken 330-9301

Ph.048-830-5778

埼玉県告示第五十号

鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上田清司

埼玉県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、斎条土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	飯田近夫	行田市大字斎条八七八番地
同	市川二郎	同　荒木五一七二番地一
同	片柳三郎	同　同　五一四一番地
同	神田一雄	同　斎条一三〇三番地
同	神田利治	同　同　一二九五番地二
同	久保田昭次	同　白川戸四三七番地
同	小林宏价	同　斎条三〇二番地一
同	小巻正雄	同　下中条四九〇番地一
同	菱澤隆夫	同　斎条八六七番地
同	瀬尾吉一	同　同　二一九一番地
同	髙橋洋一郎	同　同　一六四番地
同	田島房夫	同　同　一六八三番地
同	春田勝之助	同　下中条八〇五番地
同	松岡勝一郎	同　斎条八〇二番地
同	松本博司	同　同　一一〇番地
同	松本松夫	同　同　二番地
同	吉田岳雄	同　同　七七八番地
監事	飯田茂夫	同　同　七六〇番地一
同	鈴木利男	同　同　三七七番地
同	永沼二三夫	同　下中条二九二番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	飯田近夫	行田市大字斎条八七八番地

理事	飯田洋治	行田市大字斎条一六四三番地			
同	市川二郎	同	同	荒木五一七二番地一	
同	片柳三郎	同	同	五一四一番地	
同	河邉英弘	同	同	斎条三七番地	
同	神田一雄	同	同	一三〇三番地	
同	神田利治	同	同	一二九五番地二	
同	久保田昭次	同	同	白川戸四三七番地	
同	春田勝之助	同	同	下中条八〇五番地	
同	小林宏价	同	同	斎条三〇二番地一	
同	小巻正雄	同	同	下中条四九〇番地一	
同	菱澤隆夫	同	同	斎条八六七番地	
同	菱澤　正	同	同	八八四番地	
同	髙橋洋一郎	同	同	一六四番地	
同	田島房夫	同	同	一六八　三番地	
同	松岡勝一郎	同	同	八〇二番地	
同	松本博司	同	同	一一〇番地	
監事	飯田茂夫	同	同	七六〇番地一	
同	鈴木利男	同	同	三七七番地	
同	永沼二三夫	同	同	下中条二九二番地	

埼玉県告示第五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、次のとおり第二種区画漁業権の免許をした。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上田　清　司

一　公示番号、免許番号、漁業権者の住所及び氏名並びに免許の内容たるべき事項

公示番号	免許番号	漁業権者の住所及び氏名	漁業種類	漁業の名称及び漁業の時期	漁場の位置及び区域
区第一号	区第一号	児玉郡美里町大字広木十番地 櫻井　達夫	第二種区画漁業	こいの養殖業 一月一日から十二月三十一日まで	児玉郡美里町大字広木字摩訶池四百七十四番地 摩訶池 三九一・七アール
区第二号	区第二号	児玉郡美里町大字駒衣八百八十六番地一 松下　政明		こいの養殖業 一月一日から十二月三十一日まで	児玉郡美里町大字駒衣字市場十七番地 古沼 二〇四・九アール

二　制限又は条件

なし

三　存続期間

平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

埼玉県告示第五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上田　清　司

一　解除に係る保安林の所在場所

入間市大字新光五二七の一

二　保安林として指定された目的

耕地の防風

三　解除の理由

指定理由の消滅

埼玉県告示第五十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上田　清　司

一　許可番号

第二〇〇七―五二―〇号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

大里郡寄居町大字用土字木根沢三四九―一番地外四筆

三　雨水流出抑制施設の容量

一〇一四立方メートル

埼玉県告示第五十五号

騎西町から加須都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第五十六号

騎西町から加須都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第五十七号

さいたま市からさいたま都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第五十八号

川島町から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

埼玉県告示第五十九号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社平松建設	津江　晃	さいたま市見沼区東大宮五丁目二十五番地四　野川ビル三F

埼玉県告示第六十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十一年一月二十一日　午前十時	株式会社　三国ホーム　代表取締役　飯窪辰紀	桶川市若宮二丁目六番三十七号
平成二十一年一月二十一日　午前十一時	小林不動産　株式会社　代表取締役　小林　明	坂戸市八幡二丁目三番十三号
平成二十一年一月二十一日　午後一時	株式会社　横尾材木店　代表取締役　横尾　守	本庄市けや木三丁目二十三番十二号
平成二十一年一月二十一日　午後二時	株式会社　平和恒産　代表取締役　仲田友良	さいたま市北区宮原町三丁目三百八十一番地一

二　聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館　一〇三会議室

埼玉県告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　許可番号

平成二十年十二月十六日

指令杉整第一九〇二二四一号

二　検査済証番号

平成二十一年一月六日第七十六号

三　開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字小林字中上二八四八—一、二八四八—三、二八四七、二八四九—一、二八四九—二、二八五一

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字小林二八四八—一

社会福祉法人　春光会　小林保育園
理事長　原　浩一

埼玉県告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　許可番号
平成二十年十二月十七日
指令杉整第一九〇二六〇一号

二　検査済証番号
平成二十一年一月六日第七十七号

三　開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡菖蒲町大字小林字本村二六五六―一、二六五六―二、二六五六―三、二六五六―四、二六五六―六、二六五七―一、二六五七―四、二六五七―五、二六七四―六

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区内谷三丁目三番四号
倉研産業株式会社
代表取締役　佐藤　利勝

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長　亀　井　清　司

一　許可番号
平成二十年十二月二十四日
第二〇〇一〇七〇号

二　検査済証番号
平成二十一年一月八日
第二〇〇一〇七号

三　開発区域に含まれる地域の名称
比企郡川島町大字三保谷字元宿三二八―一、三二八―五、三二八―六の各一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂戸市本町一三―三三　セントラルヒルズ四〇五
押切　美穂

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長　須　加　和　隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
両神小鹿野線	秩父郡小鹿野町両神薄字沼里七九三八番一地先から同郡同町両神薄字沼里七九三六番二地先まで	平成二十一年一月十五日午後四時	平成二十年六月六日告示第二十九号で告示した供用である。延長一二五・四〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年一月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長　須　加　和　隆

一　道路の種類　県道
二　路　線　名　熊谷小川秩父線
三　道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧	秩父郡横瀬町大字横瀬字拾六番五〇六五番三地先から同郡同町大字横瀬字拾六番五〇五三番一地先まで	九・〇〇～一〇・四〇	四九・〇〇	自転車歩行者道整備事業
新		一〇・四〇～一一・四〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十一年一月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長　須　加　和　隆

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員（単位メートル）	道路の延長（単位メートル）	申請者の住所及び氏名又は名称
第七号	平成二十年十二月二十五日	秩父郡横瀬町大字横瀬字六番二一七九番六	四・五〇	八一・八八	秩父市荒川贄川一九〇〇番三 株式会社　丸殖住建 代表取締役　浅見　武生

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長　南沢　郁一郎

一　許可番号

平成二十一年一月六日　指令行整第一九〇〇七六一号

二　検査済証番号

平成二十一年一月七日第二十八号

三　開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字道地字下道地一三一六―三

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市花崎一―四一―九　ハイツこすもすD棟一〇一号室　松村　光真

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年一月十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長　平　井　順　一

一　建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県南埼玉郡宮代町学園台二丁目七番一七号

宮原　一夫

二　建築協定区域

埼玉県南埼玉郡宮代町学園台一丁目九〇九番地九他

発行日
毎週
火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円
（郵便料金を含む。）
発行者
埼玉県
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
○四八―八二四―二一一一（代表）
埼玉県報ホームページアドレス
http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社
さいたま市南区別所三―一―一○
○四八―八六二―二九○一（代表）